

# 社会福祉法人丹後福祉会 個人情報に関する基本規則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人丹後福祉会（以下「当法人」という。）が保有する利用者（以下「本人」という。）の個人情報等の取扱いについての基本的事項を定め、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）その他関連法令及び介護保険法等の趣旨の下、個人の権利利益の保護及び人格の尊重を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

#### (2) 個人識別符号

次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

#### (3) 要配慮個人情報

本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次のいずれかを内容とする記述等が含まれる個人情報をいう。

ア 本人の人種、信条、社会的身分

イ 病歴

- ウ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能障害があること。
  - エ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果
  - オ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行なわれたこと。
  - カ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと。
- (4) 個人情報データベース等
- 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。
- ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - イ 前アに掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 個人情報取扱事業者
- 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。
- (6) 個人データ
- 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (7) 保有個人データ
- 当法人が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利害関係が害されるものとして次に掲げる以外のものをいう。
- ア 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
  - イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
  - ウ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
  - エ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- (8) 本人
- 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

#### (基本理念)

第3条 当法人は個人情報、個人の人権尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべき

ものであることに鑑み、その適正な取扱いを図るものとする。

(守秘義務等)

第4条 当法人の役員、職員その他の従業者及び当法人の委員会の委員（以下「従業者等」という。）職務上若しくは活動上知り得た個人情報をみだりに他人に開示し、正当な目的以外に使用してはならない。

2 前項による従業者等の義務は、その職を退いた後も存続する。

## 第2章 個人情報の取扱いについて

### 第1節 個人情報の利用について

(利用目的の特定)

第5条 当法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 当法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第6条 当法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 当法人は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(不適正な利用の禁止)

第7条 当法人は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第8条 当法人は、個人情報の取得をするときは、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 当法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして個人情報保護法第20条第2項第5号から第8号に定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第9条 当法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 当法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書及びその他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 当法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定めによる事務を遂行することに協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第10条 当法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第11条 当法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他

の個人のデータの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

(従業者等の監督)

第12条 当法人は、その従業者等に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者等に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託先の監督)

第13条 当法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託等に伴う措置)

第14条 当法人は、前条の委託をする場合は、委託先との契約書に明記することにより、個人データの保護に関して委託先に次に掲げる義務を課するものとする。

- (1) 安全管理措置を講じること。
- (2) 委託した業務に従事する者の監督
- (3) 再委託の禁止
- (4) 委託した事業以外の使用禁止
- (5) 複写複製の制限
- (6) 秘密の保持
- (7) 第三者提供の制限
- (8) 返還及び廃棄若しくは消去
- (9) 事故発生時における報告及び適切な措置

## 第2節 個人データの漏えい等の報告等

(漏えい等事案の報告及び本人への通知)

第15条 当法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、次の各号に掲げる漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を個人情報保護法第130条に規定する個人情報保護委員会に報告する。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）
  - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 当法人は、前項に規定する漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を本人に通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人への権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置

を取るときは、この限りでない。

### 第3節 個人データの第三者提供の制限

(個人データの第三者提供の制限)

第16条 当法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 個人情報保護法第27条第1項第5号から第7号に定める場合

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受けるものは、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 当法人が利用目的の達成に必要な範囲において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあってはその代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第17条 当法人は、個人データを第三者に提供したときは、次の各号に掲げる記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が前条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 前条第1項の本人の同意を得ている旨

(2) 当該個人データを提供した年月日

(3) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

(4) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定する

に足りる事項

(5) 当該個人データの項目

- 2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成するものとする。
- 3 第1項の記録の保存期間は、その作成日から5年間とする。

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第18条 当法人は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次の各号に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第16条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人格を有する団体にあつてはその代表者（法人格を有しない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項第1号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から申告を受け方法その他の適切な方法により、前項第2号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により行う。

3 当法人は、第1項の規定による確認を行ったときは、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成する。

(1) 本人の同意を得ている旨

(2) 第1項各号に掲げる事項

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

4 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成するものとする。

5 第3項の記録の保存期間は、その作成日から5年間とする。

#### 第4節 保有個人データに関する事項の公表等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第19条 当法人は、保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項について本人の知り得る状態に置き、本人から照会を受けたときは遅滞なく回答する。

(1) 当法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) 全ての保有個人データの利用目的（第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合は除く。）

(3) 次項の規定による求め、次条の規定による開示、第21条の規定による訂正又は第22条の規定による利用停止等による請求に応じる手続

(4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

- (5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申し出先
- 2 当法人は、本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合
- (2) 第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 3 当法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

## 第5節 保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用停止

(保有個人データの開示等)

第20条 本人は、当法人に対し、法人が保有する個人データについて、次の各号に掲げるいずれかの方法による開示を請求することができる。

- (1) 電磁的記録の提供による方法
- (2) 書面の交付による方法
- 2 当法人が開示請求を受けたときは、身分証明書等により本人であることを確認のうえ、開示を行うものとする。なお、当該本人に係る保有個人データを有していない場合は、その回答も同様の取り扱いとする。
- 3 当法人が開示請求を受けたときは、本人に対し、第1項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがある場合
- (2) 当法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することになる場合
- 4 当法人が開示請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨を決定したとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(訂正等)

第21条 本人は、当法人に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加、又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 当法人は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 当法人は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第22条 本人は、当法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが第7条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第8条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 当法人は、前項の規定により請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

3 本人は、当法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが第16条第1項の規定に違反して第三者に提供されるときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 当法人は、前項の規定により請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 当法人は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明）

第23条 当法人は、第19条第3項、第20条第4項、第21条第3項又は前条第5項の規定により、本人から求められ又は請求された措置の全部又は一部について、その措置を取らない旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するようしなければならない。

（代理人による開示等の請求等）

第24条 保有個人データの開示等の請求等は、次の各号の代理人によってすることができる。

- (1) 成年被後見人の法定代理人
- (2) 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人

## 第6節 個人情報等の登録・保管・廃棄について

(データ内容の正確性の確保)

第25条 当法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めるものとする。

(安全管理措置)

第26条 当法人は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(文書等の管理)

第27条 当法人は、文書等の登録・保管・廃棄に関し、前2条の趣旨に照らし、必要な措置を行うものとする。

## 第3章 個人情報管理に向けた体制

### 第1節 個人情報統括責任者等

(個人情報管理)

第28条 当法人は、個人情報統括責任者、事業所に個人情報管理責任者及び各部署に個人情報管理者を置く。

- 2 個人情報統括責任者は事務局長とし、個人情報管理責任者は施設長又は部長とする。
- 3 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者（以下「統括責任者等」という。）は、当法人の業務に従事する全ての役員及び職員に対し、個人情報にかかる個人の権利保護の重要性を理解させ、遵守させなければならない。
- 4 統括責任者等は、個人情報管理者を指名し、個人情報管理の適正で確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うように努めるものとする。
- 5 個人情報管理者は、個人データの安全管理措置について定期的に自己評価等を行い、見直しや改善を行う。
- 6 統括責任者等は、個人情報漏えい等の問題が発生した場合において、理事長に報告・協議し、二次被害の防止対策を講じるとともに、府及び市の所管課に速やかに報告する。

### 第2節 相談・苦情への対応

(相談・苦情の対応)

第29条 当法人は、個人情報の取扱いに関する相談・苦情の適切かつ迅速な対応に努める。

- 2 当法人は、前項の目的を達成するために、施設に個人情報相談窓口を設け、その他必要な体制の整備に努める。

### 第3節 監査

(監査)

第30条 統括責任者等は、当法人における監事に報告し、個人情報の管理の状況について監査を受ける。

- 2 監事は、監査により、個人情報の管理について改善すべき事項があると認めるときは、理事長に報告し、関係する役員あるいは職員に対し、改善のための必要な指示を行わなければならない。
- 3 前項の指示を受けた者は、速やかに、改善のため必要な措置を講じ、かつ、その内容を監事に報告しなければならない。

### 第4章 雑則

(その他)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 個人情報取り扱い規則、個人情報に関する文書等管理規則及び個人情報にかかる開示申請等に関する規則は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。